

| 調査の概要

1 調査の内容

(1) 根 拠

統計法に基づき指定された統計調査（指定統計第94号）として、賃金構造基本統計調査規則（昭和39年4月労働省令第8号）に基づいて実施された調査である。

(2) 目 的

主要産業に雇用される常用労働者について、その賃金の実態を労働者の種類、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

(3) 調査の範囲

イ 地 域

日本国全域である。ただし、次の地域を除く。

北海道	奥尻郡、苦前郡のうち羽幌町大字天売及び大字焼尻、礼文郡、利尻郡
東京都	利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
長崎県	福江市、西彼杵郡のうち崎戸町大字平島及び大字江の島、北松浦郡のうち小值賀町及び宇久町、南松浦郡
鹿児島県	西之表市、鹿児島郡のうち三島村及び十島村、薩摩郡のうち里村、上甑村、下甑村及び鹿島村、熊毛郡、大島郡のうち喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町
沖縄県	国頭郡のうち伊江村、島尻郡のうち久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村及び伊是名村、宮古郡のうち伊良部町及び多良間村、八重山郡

ロ 産 業

日本標準産業分類による次の産業である。

(イ) 鉱 業

(ロ) 建設業

(ハ) 製造業

(ニ) 電気・ガス・熱供給・水道業

(ホ) 運輸・通信業

(ヘ) 卸売・小売業、飲食店

(ト) 金融・保険業

(チ) 不動産業

(リ) サービス業（その他の生活関連サービス業

　　のうち家事サービス業（住込みのもの）及び
　　家事サービス業（住込みでないもの）並びに
　　外国公務を除く）

ハ 事 業 所

ロに掲げる産業に属する次に掲げるもののうちから、一定の方法によって抽出された事業所である。

(イ) 常用労働者10人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第3号に規定する国営企業等又は地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第1項に規定する地方公営企業に係る事業所に限る。）

(ロ) 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所（民営であつて常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）

二 労 働 者

ハの事業所に雇用される常用労働者（船員法第1条の規定による船員を除く。）のうちから、一定の方法によって抽出された常用労働者である。

(4) 調査事項

調査は、次に掲げる事項とする。

イ 事業所に関する事項（事業所票で調査した事項）

(イ) 事業所の名称及び所在地

(ロ) 主要な生産品の名称又は事業の内容

(ハ) 事業所の性別常用労働者数

(ニ) 企業全体の常用労働者数

(ホ) ベース・アップの決定状況

(ヘ) 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所に限る。）

ロ 労 働 者に関する事項（個人票で調査した事項）

(イ) 労働者の番号又は氏名

(ロ) 性

(ハ) 労働者の種類（鉱業、建設業及び製造業に属する事業所であつて、常用労働者10人以上を雇用する事業所に限る。）

(ニ) 雇用形態

(ホ) 就業形態

(ヘ) 最終学歴（パートタイム労働者を除く。）

(ト) 年 齢

(チ) 勤続年数

(リ) 職階又は職種（職階については常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される労働者であつて、別表1に掲げる職階に該当する労働者に限る。職種については別表1に掲げる職種の労働者に限る。）

(ヌ) 経験年数（別表1に掲げる職種に該当する労働者に限る。）

(ル) 実労働日数

(ヲ) 所定内実労働時間数

(ワ) 超過実労働時間数

(カ) きまって支給する現金給与額

(ヨ) 超過労働給与額

(タ) 所定内給与額

(レ) 通勤手当、精皆勤手当及び家族手当（製造業に属する事業所であつて、常用労働者99人

以下を雇用する事業所及び卸売・小売業、飲食店又はサービス業に属する事業所であって、常用労働者29人以下を雇用する事業所に限る。)

(ソ) 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額

(5) 対象期日

イ 次の調査事項については、平成14年6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終給与締切日現在）における事実を調査する。

(イ) 事業所の名称

(ロ) 事業所の所在地

(ハ) 事業所の性別常用労働者数

(ニ) 企業全体の常用労働者数

(ホ) 新規学卒者の採用人員

(ヘ) 労働者の番号又は氏名

(ト) 性

(チ) 労働者の種類

(リ) 雇用形態

(ヌ) 就業形態

(ル) 最終学歴

(ヲ) 年齢

(ワ) 勤続年数

(カ) 職階又は職種

(ヨ) 経験年数

ロ 次の調査事項については、平成14年6月1日から6月30日までの1箇月間（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終給与締切日以前1箇月間）の事実を調査する。

(イ) 主要な生産品の名称又は事業の内容

(ロ) 新規学卒者の初任給額

(ハ) 実労働日数

(ニ) 所定内実労働時間数

(ホ) 超過実労働時間数

(ヘ) きまって支給する現金給与額

(ト) 超過労働給与額

(チ) 所定内給与額

(リ) 通勤手当

(ヌ) 精皆勤手当及び家族手当

ハ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額については、平成13年1月1日から平成13年12月31日までの1年間の給与額とする。ただし、この期間の中途において雇用された調査労働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたものについては、雇用の日から平成14年6月30日までの給与額とする。

ニ ベース・アップの決定状況については、平成14年1月1日から6月30日までの間の事実を調査する。

(6) 実施期間

平成14年7月1日から7月31日までの間とする。

(7) 調査方法

イ 厚生労働省大臣官房統計情報部の企画の下に、都道府県労働局及び労働基準監督署の職員並びに統計調査員による実地自計調査として行う。

ロ 調査に当たっては、事業所票（様式第1号）及び個人票（様式第2号）を用いて行う。

(8) 集計

独立行政法人統計センターに委託して行った。

2 調査の沿革

この調査は、昭和23年以来毎年実施してきた賃金構造に関する一連の調査の系列に属し、我が国の賃金構造の実態を詳細に把握することを目的として行われたものである。この系列に属する調査の調査範囲、結果表における分類区分及び結果表章事項の過去の変遷のあらましは、別表2のとおりである。

3 用語の説明

(1) 産業

日本標準産業分類に定める産業をいう。ただし、一部の類似した中分類については合併し、この調査独自の名称をつけ、それぞれ一つの産業として取り扱っている。この場合に用いた略称は、次のとおりである。

日本標準産業分類による名称	略称
(全国、都道府県別共通)	
F 33・34 武器製造業、その他の製造業	F 33・34 武器・その他の製造業
H 46・47 郵便業、電気通信業	H 46・47 郵便・電気通信業
48～53 各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業	48～53 卸売業
54～59 各種商品小売業、繊維・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車・自転車小売業、家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業、その他の小売業	54～59 小売業
60・61 一般飲食店、その他の飲食店	60・61 飲食店
(都道府県別)	
F 12・13 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	F 12・13 食料品・たばこ製造業
F 14・15 繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)衣服・その他の繊維製品製造業	F 14・15 繊維産業
F 16・17 木材・木製品製造業(家具を除く)家具・装備品製造業	F 16・17 木材・木製品・家具・装備品製造業

産業の決定は、調査事業所の主要な生産品の名称又は事業の内容によって、日本標準産業分類の原則に基づいて行っており、産業の収録一覧は別表3のとおりである。

(注) この調査の産業分類の基準となっている日本標準産業分類(旧分類)は、昭和26年4月、28年3月、29年2月、32年5月、38年1月、42年5月、47年3月、51年5月、59年1月及び平成5年10月に改訂されており、それに基づく若干の変更があるので、時系列比較をする際には特に注意を要する。

(2) 企業規模

調査労働者の属する企業の大きさをいい、その企業に雇用されている全常用労働者数によって区分している。

(3) 労 働 者

常用労働者をいう。ここで常用労働者とは、次の各号に該当する労働者をいう。ただし、船員法第1条の規定による船員は調査の対象から除外している。

- イ 期間を定めずに雇われている労働者
- ロ 1箇月を超える期間を定めて雇われている労働者
- ハ 1箇月以内の期間を定め雇われている労働者
又は日々雇われている労働者で、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

(注) ここにいう労働者とは、労働基準法第9条にいう労働者をいい、法人、団体、組合の代表又は執行機関である重役でも、業務執行権や代表権をもたず、工場長、部長などの役職にあって、一般労働者と同じ給与規則によって給与を受ける場合には、労働者としている。また、家族労働者でも、他の労働者とほぼ同じように勤務し、しかも、同じような給与を受けている場合には、労働者としている。

(4) 労働者の種類

生産労働者又は 管理・事務・技術労働者の別をいう。この区分は、鉱業、建設業及び製造業についてのみ用いられている。

生産労働者とは、主として物の生産が行われている現場、建設作業の現場(補助部門を含む。)等における作業に従事する労働者をいい、産業ごとに具体的に例示すれば、次のとおりである。

- 鉱業 - 採炭、採鉱、掘進、坑内運搬、支柱、仕繰、巻上げ、換気、排水、発破、粉碎、選炭、選鉱、保全、修理等の作業に従事する労働者
- 建設業 - 建設現場で直接建設作業に従事する労働者
- 製造業 - 製造、加工、組立、検査、検量、運搬、包装、保全、修理等の作業に従事する労働者
- 管理・事務・技術労働者とは、生産労働者以外の労働者をいう。

守衛、夜警は、生産労働者に含め、生産部門で労働するものであっても、事務員、技術員及び主として監督的業務に従事する職長、組長等は管理・事務・技術労働者に含めている。

(5) 雇用形態

- 常用名義又は 臨時名義の別をいう。
- 常用名義とは、雇用期間を定めずに雇用されている労働者をいう。
- 臨時名義とは、常用名義以外の労働者をいう。

(6) 就業形態

- 一般労働者又は パートタイム労働者の別をいう。
- 一般労働者とは、パートタイム労働者以外の労働者をいう。
- パートタイム労働者とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

(7) 学歴

学校卒業その他これに準ずる経験のうち最も程度の高いものをいう。

ここにいう学校とは、学校教育法にいう学校又はこれに準ずるものを使う。

現在就学中の者及び中途退学した者は、それ以前に卒業又は修了した課程によることとし、余暇就学などによって入社時の学歴よりも程度の高い学歴を取得した場合には、その学歴によっている。

学歴は、小学・新中卒、旧中・新高卒、高専・短大卒及び旧大・新大卒に分けている。それぞれの区分に含めた学歴の程度を具体的に述べれば、次のとおりである。

- イ 小学・新中卒
小学校令による小学校(旧制)卒業、国民学校令による国民学校卒業、学校教育法による中学校(新制)卒業など通算修業年限がおおむね9年以下の学歴をいう。

- ロ 旧中・新高卒
中等学校令による中学校(旧制)卒業又は学校教育法による高等学校(新制)卒業など通算修業年限がおおむね12年程度の学歴をいう。

- ハ 高専・短大卒
高等学校令による高等学校(旧制)高等科卒業、専門学校令による専門学校卒業、学校教育法による短期大学又は高等専門学校卒業等通算修業年限がおおむね14年程度の学歴をいう。

- 二 旧大・新大卒
大学令又は学校教育法による大学卒業、大学院卒業等通算修業年限がおおむね16年又はこれ以上である学歴をいう。

(8) 年齢

調査対象期日現在の満年齢をいう。

(9) 勤続年数

労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数をいう。

勤続年数の算定は、次の原則によっている。

イ 試の使用期間、見習期間などは勤続年数に含める。

ロ 休職期間は勤続年数から除外する。

ハ 解雇され、又は退職してから同じ企業に再雇用された場合には、以前雇用されていた期間を通算して勤続年数に加える。

ニ 企業の名義変更、分割合併等によって名称が変わり、形式的に解雇、再雇用の手続きが行われても、実質的に継続して勤務した場合には、前後の年月数を通算する。

ホ 出向労働者の勤続年数は、出向元も通算する。

(10) 職階・職種

労働者が従事している職階又は職種で調査対象となっている職階又は職種をいう。

職階及び職種の具体的な判定は、次の原則によっている。

イ 一人の労働者が、職階と職種にまたがる場合には、職階の方へ分類する。

ロ 一人の労働者の行っている仕事が二つの職階又は二つ以上の職種にまたがる場合には、仕事の内容と責任の程度からみて重要な職階又は職種へ分類する。判断困難の場合には、労働時間の長い方へ分類する。

ハ 事業所で使われている職階又は職種の名称が、ここで用いている名称と異なっていても、内容が同一である場合、あるいは全く同一でなくとも、種類と程度がほぼ同一と思われる場合には、ここで用いている名称の職階又は職種として取り扱う。

事業所で使われている職階又は職種の名称が、ここで用いている名称と同一であっても、その内容が異なる場合には、ここで用いている名称の職階又は職種として取り扱わない。

ニ その職種の仕事を行うのに必要な技能を見習修得中の労働者で、その都度指図を受けなければ普通の仕事のできないものは、その職種に分類しない。

(11) 経験年数

調査対象期日現在の職種の仕事に従事した年数をいう。経験年数の算定は、次の原則によっている。

イ 過去において調査対象期日現在の職種の仕事に従事した年数は、すべて通算する。ただし、休職期間は除く。

ロ 技能修得中の見習期間は含め、自動車運転手、看護師などのように、免許を必要とする職種は、免許取得後実際にその職種の仕事に従事した年数をもって経験年数とする。

(12) 実労働日数

労働者が調査対象期間中に実際に労働した日数をいう。実際に労働しなかった日は、たとえ有給であっても、労働日数には入れていない。1日の労働時間が1時間であっても、その日は1日として計算し、交替制の守衛、タクシーの運転者等が、午後10時に出勤して午前6時まで労働したような場合には、2日と計算し、さらにその日の午後10時に出勤し、翌日の午前6時まで労働したような場合には、通算して3日と計算している。

(13) 所定内実労働時間数

総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいう。したがって、事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間において、1日の労働時間ではなく、調査対象期間中に実際に労働した時間数を示す。

1箇月間の所定内実労働時間数を合計して、1時間未満の端数がある場合には、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てている。

(14) 超過実労働時間数

事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間以外に実際に労働した時間数及び所定休日において実際に労働した時間数をいう。

(15) 1日当たりの所定内実労働時間数

各個人別ごとに所定内実労働時間数を実労働日数で除したものである。1時間未満の端数がある場合には、1時間未満第2位を四捨五入して求めている。

(16) きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給された現金給与額をいう。手取り額でなく、所得税、社会保険料などを控除する前の額である。

現金給与額には、基本給、職務手当、精勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含まれる。1箇月を超え、3箇月以内の期間で算定される給与についても、6月に支給されたものは含まれ、遅払いなどで支払いが遅れても、6月分となっているものは含まれる。給与改訂に伴う5月分以前の追給額は含まれない。

現金給与のみであり、現物給与は含んでいない。

(17) 所定内給与額

きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

超過労働給与額とは、次の給与の額をいう。

イ 時間外勤務手当 所定労働日における所定労働時間外労働に対して支給される給与

- 深夜勤務手当 深夜の勤務に対して支給される給与
- ハ 休日出勤手当 所定休日の勤務に対して支給される給与
- ニ 宿日直手当 本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与
- ホ 交替手当 臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交替勤務給など、労働時間の位置により支給される給与

(18) 1時間当たり所定内給与額

各個人別ごとに所定内給与額を所定内実労働時間数で除したものである。円未満の端数がある場合には、円未満を四捨五入している。

(19) 年間賞与その他特別給与額

昨年1年間(原則として平成13年1月から12月までの1年間)における賞与、期末手当等特別給与額をいう。

賞与、期末手当等特別給与額とは、一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた労働契約や就業規則等によらないで支払われた給与又は労働協約あるいは就業規則によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、算定期間が3箇月を超えて支払われる給与の額をいう。支給事由の発生が不確定なもの、新しい協約によって過去にさかのぼって算定された給与の追給額も含まれる。

(20) 初任給額

平成14年に採用し、6月30日現在で現実に雇用している新規学卒者(平成14年3月に学校教育法に基づく中学、高校、高専・短大又は大学を卒業した者)の所定内給与額から通勤手当を除いたものであり、かつ、平成14年6月30日現在で平成14年度の初任給額として確定したものである。

(21) 労働者数

推計常用労働者数を示す。本調査は抽出調査であるので、調査した労働者の数ではなく、母集団に対応する数字として推計(復元)した常用労働者の数である。

(22) 標準労働者

標準労働者とは、学校卒業後直ちに企業に就職し、同一企業に継続勤務しているとみなされる労働者をいう。

(23) 特性値

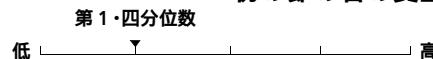
労働者を賃金の低い者から高い者へと、一列に並べとった分位数及び分散係数のことである。

イ 分位数を図示すれば、次のとおりである。

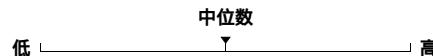
- (イ) 第1・十分位数…十等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



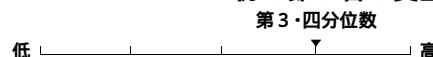
- (ロ) 第1・四分位数…四等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



- (ハ) 中位数……二等分し、真ん中の節の者の賃金。



- (ニ) 第3・四分位数…四等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



- (ホ) 第9・十分位数…十等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



□ 分散係数とは、下記の式により計算された数をいい、数の小さいほど分布の広がり程度が小さいことを示す。

$$(イ) \text{四分位分散係数} = \frac{\text{第3・四分位数} - \text{第1・四分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

$$(ロ) \text{十分位分散係数} = \frac{\text{第9・十分位数} - \text{第1・十分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

(注) 56年報告以前は中位数を分母としている。

4 調査の設計

(1) 母集団

イ 母集団は、9大産業の常用労働者5人以上の事業所であり、全国で約140万事業所、常用労働者数は約3,600万人である。

ロ サンプルフレームは、事業所については、平成11年事業所・企業統計調査、労働者については、抽出された事業所における労働者名簿、賃金台帳等によっている。

(2) 標本設計

イ 抽出方法

(イ) 抽出方法は、事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法としている。

(ロ) 事業所の層化は、都道府県、産業及び事業所規模別に行っている。

(ハ) 目標精度は、常用労働者の1人平均所定内給与額について設定し、結果利用の重要度を考慮して、都道府県、表章産業及び企業規模別の標準誤差率を3%以内に定めている。

ロ 抽出率

(イ) 事業所抽出率は都道府県、産業及び事業所規模別に定めている。

労働者の抽出率は、500人以上の事業所については産業及び事業所規模別に、500人未満の事業所については事業所規模別に定めている。

(口) 抽出率算定に用いた誤差算式は、次のとおりである。

$$C^e = \left(\frac{1}{f} - 1 \right) \frac{Cb^2}{M \cdot P} + \frac{1}{f} \cdot \left(\frac{1}{g} - 1 \right) \frac{Cw^2}{M \cdot N \cdot P}$$

C : 都道府県、産業及び企業規模別の1人平均所定内給与額の誤差率(1)

f : 事業所の抽出率

M : 産業及び事業所規模別の事業所数

P : 産業及び規模別に計算された企業規模修正率(企業規模別労働者数 ÷ 事業所規模別労働者数)

Cb : 事業所平均所定内給与額の変動係数
—過去の実績により30%とした。

g : 事業所における労働者の抽出率

Cw : 事業所内における所定内給与額の変動係数—過去の実績により40%とした。

N : 産業及び事業所規模別の1事業所平均労働者数

(ハ) 抽出事業所数及び抽出労働者数

抽出した事業所数は約7万1千事業所、抽出した労働者数は約153万人である。

(3) 推計

イ 推計方法

(イ) 月間平均賃金等1箇月当たり平均値及び年間賞与その他特別給与額の平均値は、次の式により推計している。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n x_i \cdot F_i}{\sum_{i=1}^n F_i}$$

\bar{x} : 平均値

i : i 番目の労働者

x_i : i 番目の労働者の賃金等

F_i : i 番目の労働者の事業所抽出率の逆数
と労働者抽出率の逆数を乗じたもの
(復元倍率)

n : 各集計区分ごとの標本労働者数

(ロ) 1時間当たりの平均賃金又は1日当たりの平均所定内実労働時間数は、次の式により推計している。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n \frac{x_i}{t_i} \cdot F_i}{\sum_{i=1}^n F_i}$$

\bar{x} : 平均値

i : i 番目の労働者

x_i : i 番目の労働者の賃金又は所定内実労働時間数

t_i : i 番目の労働者の所定内実労働時間数
又は実労働日数

F_i : i 番目の労働者の事業所抽出率の逆数
と労働者抽出率の逆数を乗じたもの
(復元倍率)

n : 各集計区分ごとの標本労働者数

(ハ) 労働者数は、次の式により推計している。

$$F = \sum_{i=1}^n F_i$$

F : 労働者数

F_i : i 番目の労働者の事業所抽出率の逆数
と労働者抽出率の逆数を乗じたもの
(復元倍率)

n : 各集計区分ごとの標本労働者数

口 達成精度

副標本方式に基づき、所定内給与額によって算出している。

$$C\bar{x} = \frac{1}{\sqrt{k}} \sqrt{\frac{1}{k-1} \cdot \sum_{i=1}^k (\bar{x}_i - \bar{x})^2} \cdot \frac{1}{\bar{x}} \times 100$$

$C\bar{x}$: 標本誤差率(%)

\bar{x}_i : i 番目の労働者の属する副標本内平均所定内給与額

\bar{x} : 平均所定内給与額

k : 副標本の数(=5)

なお、産業、企業規模、性別にみた所定内給与額の標本誤差率は別表4のとおりである。

賃金構造基本統計調査票



指定統計第94号
賃金構造基本統計

(平成14年6月分)

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはできません。

都道府県番号	事業所一連番号					
事	業	所	一	連	番	号
事	業	所	一	連	番	号
新規卒業者	事業分類番号	大	中	小		
新規卒業者	事業分類番号	大	中	小		

(5)

(1月から6月までの間)

ベース・アップの決定状況（1月から6月までの間）
ベース・アップとは、労働者に対する実施する給与改定である「きまつて支給する現金給与額」の
全部又は一部がいつせいに引き上げられることがあります。アップとしないでください。

- 1 ベース・アップを実施することが決定し、個人票の「きまつて支給する現金給与額」に算入されている。
2 ベース・アップのみが決定している。
3 ベース・アップを本年実施するかどうか決定していない。
4 ベース・アップを本年は実施しないことが決定している。

(6)

事業所の名称及び所在地	連絡用電話番号()-()番(内線番)	記入担当者氏名
-------------	----------------------	---------

(6)

新規学卒者の初任給額及び採用人員(民営の事業所のみ記入してください。)

① 貢事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員

区分	管理・事務・技術労働者		生産労働者 [D製造業 E建設業 F製造業の事業所のみ]	
	男	女	男	女
中学校	万千百円	万千百円	万千百円	万千百円
高校				
高等・短大卒				
大学卒				
技術系				

1. 新規学卒者は、本年3月に学校教育法に基づく中学・高校・高専・短大又は大学を卒業した者で、大学部及び附属大学(准看護師校等)、職業訓練校等の卒業者は除きます。
2. 初任給額は、賃事業所に配置されている新規学卒者について、所定内給と標準から運動手当を除いた額を記入してください。(賞与のほか、休日手当、勤務時間外の手当、宿泊料等の手当は除きます。)
3. 採用人員のうち、本社等で一括採用し、支社等に配置した場合の人員は、配置先の支社等に含め、本社等から除きます。

備考

② ①の初任給額の確定状況

1	本年度の初任給として確定したものである。
2	ベース・アップが決まりないものである。 確定していないものである。

※担当者	※点検担当者
局	署

個人票の枚数	
--------	--

※局記入欄

この調査票に記入された事項については、
統計以外の目的に使つたり、他に漏らし
たりすることはありません。



都道府県番号	事業所一連番号
--------	---------

賃金構造基本統計
個人
票

(平成14年6月分)

厚生労働省

枚のうち											枚目
(記入内容の特異 な場合は、その 理由を記入して ください。)											本省用
(1) 一連番号	(2) 労働者の番号	(3) 性別	(4) 労働者形態	(5) 就業形態	(6) 最終学歴	(7) 年齢	(8) 勤続年数	(9) 年齢	(10) 障害種番号	(11) 経験年数 (会員です。(会員です。))	(12) 実労働日数 (会員です。)
01	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	男女	D鉱業、E建設業及びF製造業で事業所規模10人以上以上の事業所のみ記入してください。	この構成の「常用」は勤務時間は10時間未満の「臨時」は勤務時間は10時間以上ある「臨時」は勤務時間は10時間未満の「その他」の勤務時間は10時間以上あります。	小新旧新高短旧新中高等大	1 2 3 4	歳	年	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年
02	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	男女	D鉱業、E建設業及びF製造業で事業所規模10人以上以上の事業所のみ記入してください。	この構成の「常用」は勤務時間は10時間未満の「臨時」は勤務時間は10時間以上ある「臨時」は勤務時間は10時間未満の「その他」の勤務時間は10時間以上あります。	小新旧新高短旧新中高等大	1 2 3 4	歳	年	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年
03	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	男女	D鉱業、E建設業及びF製造業で事業所規模10人以上以上の事業所のみ記入してください。	この構成の「常用」は勤務時間は10時間未満の「臨時」は勤務時間は10時間以上ある「臨時」は勤務時間は10時間未満の「その他」の勤務時間は10時間以上あります。	小新旧新高短旧新中高等大	1 2 3 4	歳	年	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年
04	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	男女	D鉱業、E建設業及びF製造業で事業所規模10人以上以上の事業所のみ記入してください。	この構成の「常用」は勤務時間は10時間未満の「臨時」は勤務時間は10時間以上ある「臨時」は勤務時間は10時間未満の「その他」の勤務時間は10時間以上あります。	小新旧新高短旧新中高等大	1 2 3 4	歳	年	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年
05	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	男女	D鉱業、E建設業及びF製造業で事業所規模10人以上以上の事業所のみ記入してください。	この構成の「常用」は勤務時間は10時間未満の「臨時」は勤務時間は10時間以上ある「臨時」は勤務時間は10時間未満の「その他」の勤務時間は10時間以上あります。	小新旧新高短旧新中高等大	1 2 3 4	歳	年	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年
06	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	男女	D鉱業、E建設業及びF製造業で事業所規模10人以上以上の事業所のみ記入してください。	この構成の「常用」は勤務時間は10時間未満の「臨時」は勤務時間は10時間以上ある「臨時」は勤務時間は10時間未満の「その他」の勤務時間は10時間以上あります。	小新旧新高短旧新中高等大	1 2 3 4	歳	年	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年
07	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	男女	D鉱業、E建設業及びF製造業で事業所規模10人以上以上の事業所のみ記入してください。	この構成の「常用」は勤務時間は10時間未満の「臨時」は勤務時間は10時間以上ある「臨時」は勤務時間は10時間未満の「その他」の勤務時間は10時間以上あります。	小新旧新高短旧新中高等大	1 2 3 4	歳	年	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年
08	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	男女	D鉱業、E建設業及びF製造業で事業所規模10人以上以上の事業所のみ記入してください。	この構成の「常用」は勤務時間は10時間未満の「臨時」は勤務時間は10時間以上ある「臨時」は勤務時間は10時間未満の「その他」の勤務時間は10時間以上あります。	小新旧新高短旧新中高等大	1 2 3 4	歳	年	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年
09	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	男女	D鉱業、E建設業及びF製造業で事業所規模10人以上以上の事業所のみ記入してください。	この構成の「常用」は勤務時間は10時間未満の「臨時」は勤務時間は10時間以上ある「臨時」は勤務時間は10時間未満の「その他」の勤務時間は10時間以上あります。	小新旧新高短旧新中高等大	1 2 3 4	歳	年	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年
10	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	男女	D鉱業、E建設業及びF製造業で事業所規模10人以上以上の事業所のみ記入してください。	この構成の「常用」は勤務時間は10時間未満の「臨時」は勤務時間は10時間以上ある「臨時」は勤務時間は10時間未満の「その他」の勤務時間は10時間以上あります。	小新旧新高短旧新中高等大	1 2 3 4	歳	年	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年	1 2 3 4 5 1年~4.5~9.10~14.15年 未満年年